



SHIMANE
GUARANTEE

Disclosure Report 2021

島根県信用保証協会ディスクロージャー誌

CONTENTS [目次]

■ごあいさつ	P. 1
■島根県信用保証協会の概要	P. 2
■組織と事務分掌	P. 5
■信用保証制度について	P. 6
■信用保証のご利用について	P. 9
■保証制度のご案内	P.15
■信用保証協会の経営支援	P.17
■令和2年度 事業概況	P.18
■中期事業計画 (令和3年度～令和5年度)	P.27
■年度経営計画 (令和3年度)	P.29
■令和2年度の主な取り組み	P.32
■広報活動	P.36
■コンプライアンスについて	P.38
■島根県信用保証協会役員名簿	P.47
■協会用語の説明	P.48
■営業店舗のご案内	P.49

ごあいさつ



当協会の業務につきましては、平素より格別のご支援、ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。本年も当協会の業務内容、活動状況等を紹介するため、ディスクロージャー誌を作成いたしました。本誌により、皆様に信用保証協会へのご理解を深めていただき、有効にご活用いただければ幸いに存じます。

県内景況は、新型コロナウイルス感染症の影響が経済活動全般にわたって深刻な影響を与えており、特に観光客の減少や外出自粛などによりサービス消費を中心に厳しい状況が続いております。

また、県内中小企業・小規模事業者の方々は、人口減少によるマーケットの縮小、少子高齢化による生産年齢人口減少など、依然として厳しい経営環境下におかれていることに加え、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の低下から、売上の大幅な減少や資金繰りの悪化など大きな影響を受けていらっしゃいます。

このような中、当協会は、同感染症の影響を受けたお客様に対して、コロナ資金によって迅速に資金繰りを支援するとともに、各種経営課題の解決に向けて、金融機関・関係機関と連携したよりきめ細やかな経営支援に取り組んでまいりました。

今年度より、新たな中期事業計画（令和3年度～5年度）がスタートいたしますが、コロナ禍に立ち向かうお客様に対して、スローガンとして掲げる「『あなたに寄り添い全力サポート』～地域の輝く未来に向けて～」という想いを全役員が共有し、実践してまいりたいと考えております。

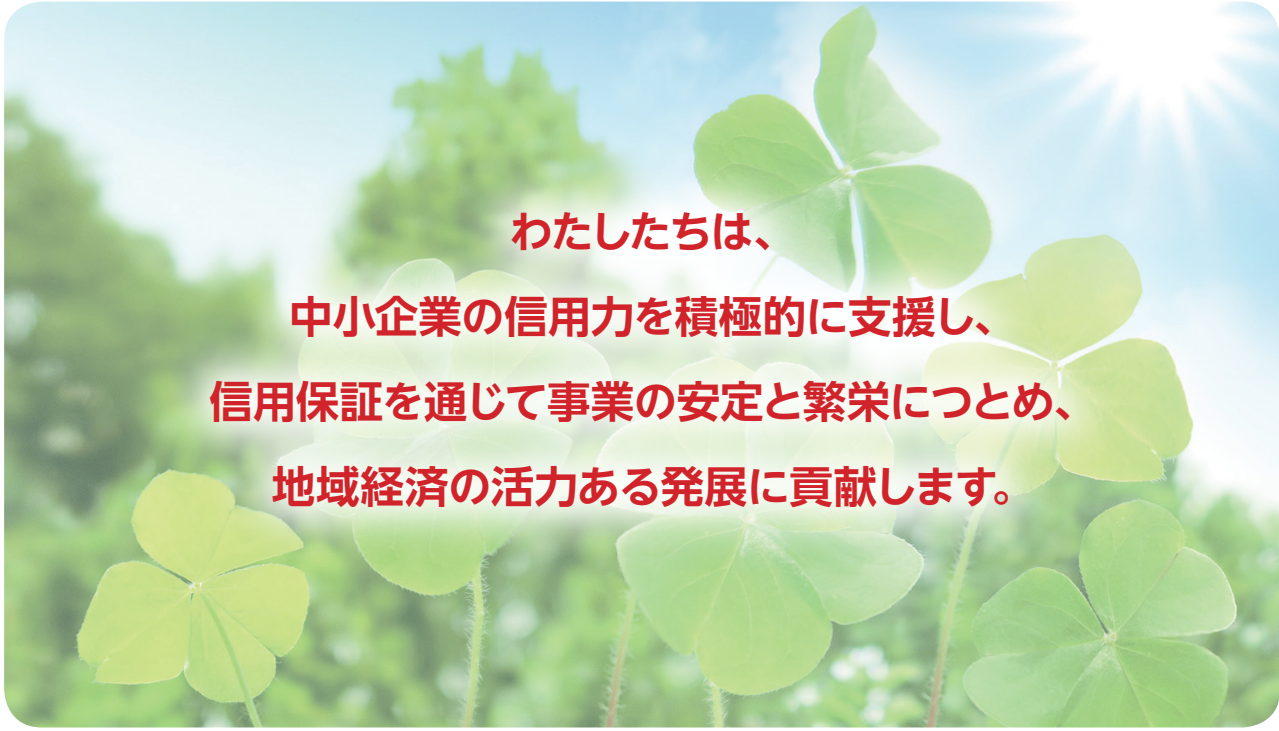
今後とも、信用保証協会をより身近な存在に感じていただき、皆様のパートナーとなれるよう業務を推進してまいりますので、より一層のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和3年7月

島根県信用保証協会
会長 藤原 孝行

島根県信用保証協会の概要

経営理念



わたしたちは、
中小企業の信用力を積極的に支援し、
信用保証を通じて事業の安定と繁栄につとめ、
地域経済の活力ある発展に貢献します。

プロフィール

根拠法律	信用保証協会法（昭和28年8月10日 法律第196号）	（令和2年度末時点） ※役員数については 令和3年4月1日現在
関係法律	中小企業信用保険法（昭和25年12月14日 法律第264号）	
目的	中小企業者のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。	（島根県信用保証協会定款第1条）
基本財産	196億円	
保証債務残高	2,383億円	
利用企業者数	8,556企業	
役員数	常勤役員 5名（非常勤役員 15名） 職員 68名	
事務所	本店 松江市殿町105番地 出雲支店 出雲市大津新崎町2丁目24番地 浜田支店 浜田市殿町83番地50 益田支店 益田市あけぼの本町10番地6	

コロナ禍に懸命に立ち向かうお客様の
資金繰りを支えるとともに、関係機関と連携して
親身に寄り添った経営支援により
課題解決につなげ、お客様と地域を守りたいとの思いから
下記のスローガンを掲げ、業務を運営していく方針である。

『あなたに寄り添い 全力サポート』
～地域の輝く未来に向けて～



出雲支店



本店



浜田支店



益田支店

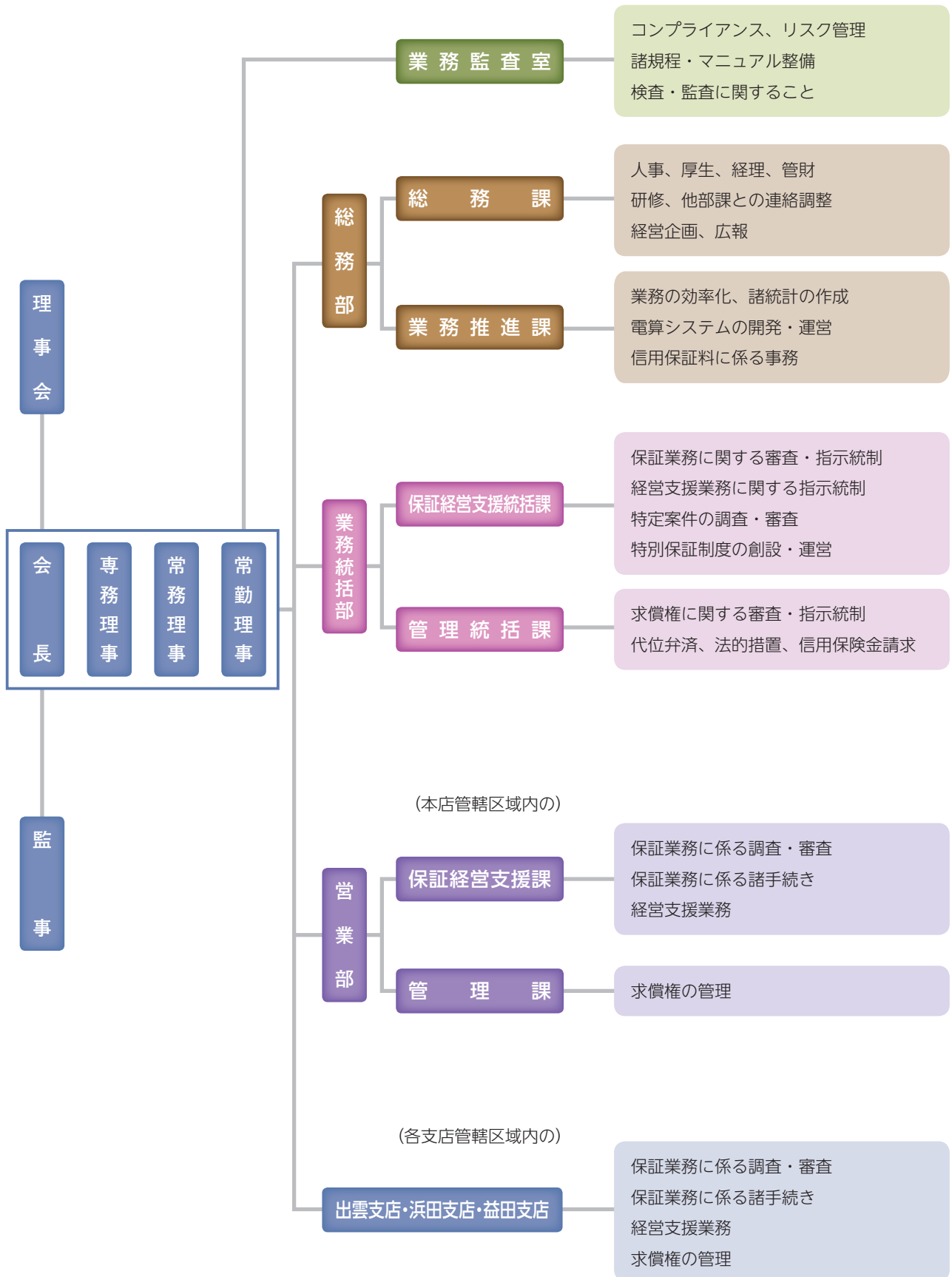
当協会のあゆみ

昭和24年	3月29日	社団法人島根県信用保証協会 設立許可
	4月15日	業務開始（松江市殿町 松江商工会議所内）
	10月15日	財団法人島根県信用保証協会に改組
昭和27年	8月20日	浜田支所開設（浜田市殿町 浜田商工会議所内）
昭和29年	3月26日	信用保証協会法に基づく島根県信用保証協会 設立認可
昭和42年	1月7日	益田支所開設（益田市上吉田 益田市役所内）
昭和45年	2月2日	出雲支所開設（出雲市今市町 出雲市役所内）
昭和46年	11月8日	本所事務所竣工（松江市殿町）
昭和50年	4月4日	保証債務最高限度（定款倍率）を42.8倍に引き上げ
昭和52年	10月1日	保証事務の一部を電算処理に移行
	12月31日	保証債務残高500億円達成
昭和53年	12月18日	浜田支所事務所竣工（浜田市松原町）
昭和62年	7月1日	ひろしま信用保証協会共同事務センター発足
	12月31日	保証債務残高1,000億円達成
平成元年	5月24日	益田支所事務所竣工（益田市あけぼの本町）
平成3年	6月11日	出雲支所事務所竣工（出雲市大津新崎町）
平成5年	6月30日	保証債務残高1,500億円達成
平成10年	12月31日	保証債務残高2,000億円達成
平成11年	3月8日	創立50周年記念式典挙行
平成13年	4月1日	本(支)所を本(支)店に呼称変更 シンボルマーク制定
平成18年	3月30日	本店来客用駐車場整備
平成19年	1月5日	新電算基幹システム稼動（GLOBALNEXTS）
平成22年	10月12日	浜田支店事務所竣工 （浜田市殿町）
平成28年	5月2日	新電算基幹システム稼動（ORBIT）



出雲日御碕灯台（出雲市大社町）

組織と事務分掌



信用保証制度について

信用保証協会とは

信用保証協会は、中小企業者の方々が、金融機関から事業資金の融資を受ける際に公共的な保証人となって資金調達を容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業の支援を行うために設立された信用保証協会法に基づく特別認可法人です。

信用保証協会は

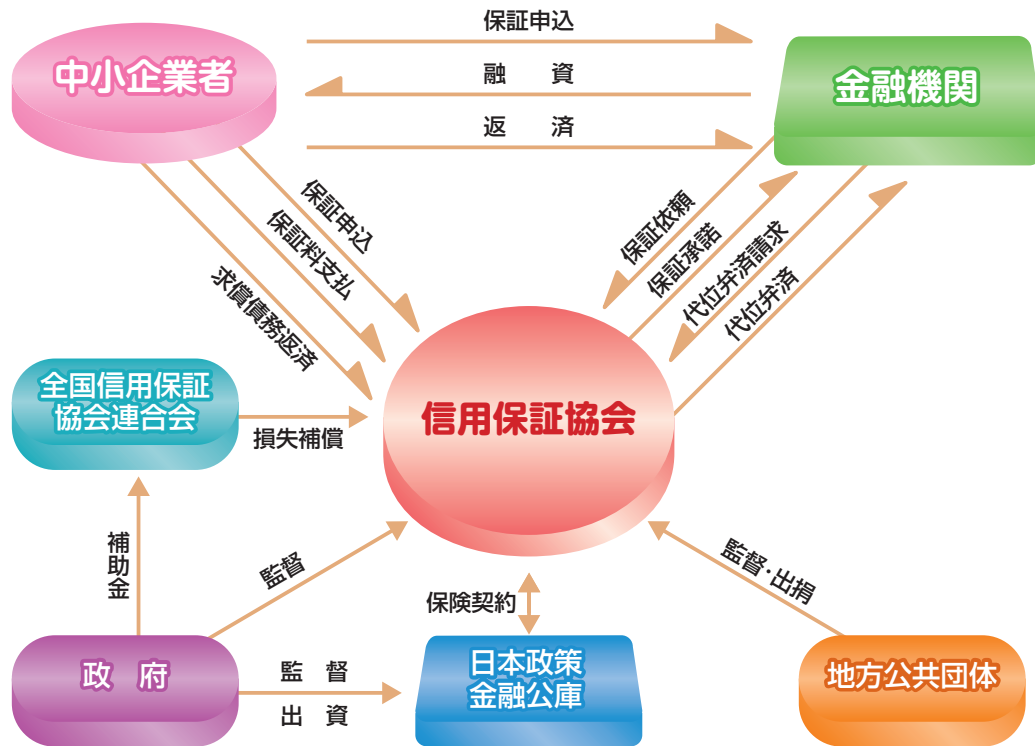
事業の維持、創造発展に努める中小企業者に対して、公的機関として、その将来と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

(信用保証事業の基本理念)



信用補完制度のしくみ

信用補完制度は、事業の発展の可能性のある中小企業者に対する金融を円滑化するため、公的に中小企業者の信用を補完する制度であり、信用保証協会の信用保証制度と、その信用保証制度を補強する日本政策金融公庫の信用保険制度から成り立っています。

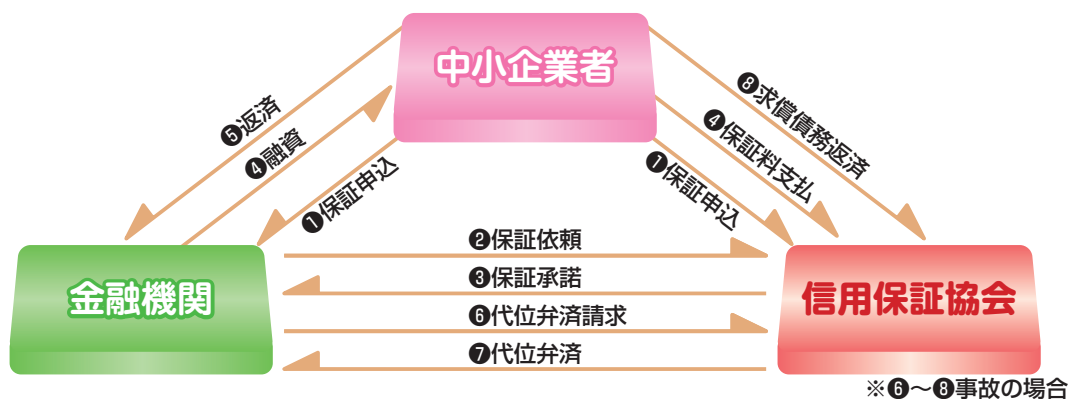


玉湯川（松江市玉湯町）

■ ①信用保証制度のしくみ

中小企業者が金融機関から事業資金を借入れる際、信用保証協会が公的な保証人になることにより資金調達を容易にし、中小企業金融の円滑化を図ることを目的とした制度が「信用保証制度」です。

信用保証制度のしくみは、中小企業者、金融機関、保証協会の三者が基本となっております。



- ① 中小企業者から信用保証協会、または金融機関に申請していただきます。
- ② 中小企業者から保証付融資の申込を受理した金融機関は、融資を適当と認めた場合、信用保証協会に信用保証を依頼します。
- ③ 信用保証協会は審査の結果、信用保証を適当と認めた場合、金融機関に対し保証承諾（保証書発行）します。
- ④ 金融機関は中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会にお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑥ 中小企業者が何らかの事情によって、借入金の全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わり借入金を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は金融機関に代わって中小企業者の債権者となり、中小企業者は信用保証協会に対して求償債務の返済をします。

中小企業の
ベストパートナーを
目指しています。

金融相談等
お気軽にお越しください。
職員一同
お待ちしております。



■ ②信用保証制度のしくみ

信用保証協会が保証を承諾し、金融機関から融資が実行されると、その保証承諾は日本政策金融公庫の信用保証に付保されます。この制度が「信用保証制度」です。

信用保証制度は、日本政策金融公庫、保証協会の二者が基本となっております。



- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保証契約を締結し、この保証契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保証の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%～90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済後の回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

信用保証のご利用について

ご利用いただける中小企業者

特定事業（保証対象業種）を行っている中小企業者並びに新たに特定事業を創業する計画を有する創業予定者で以下に該当する方

- (1) 個人の場合……住居または事業所のいずれかが島根県内にある方
- (2) 法人の場合……島根県内に本店または事業所を有する方

※上記(1)の住居とは単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。(2)の法人は、本店の住所や支店登記・支配人登記の有無に拘わらず、島根県内において事業を行っている方を対象とします。また、法人の本店は単なる登記上の所在地で事業の実態がない場合を除きます。

※制度要綱等で定めのある場合は、その定めによります。

■ 企業規模（資本金と従業員数）

業 種	資 本 金	従 業 員 数
製造業等 (建設業・運送業・旅行業を含む)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

次の業種（政令特例業種）については、別途資本金および従業員基準を定め取扱います。

業 種（注）	資 本 金	従 業 員 数
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤおよびチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

- ※資本金か従業員のうち、どちらか一方が適合していれば結構です。
- ※個人およびNPO法人については、従業員の条件に該当すれば結構です。なお、NPO法人の場合は、政令特例業種の規模要件は適用されません。
- ※家族従業員、臨時の使用人（実質上常傭的な者を除く）、会社の役員は従業員には含みません。NPO法人の場合、雇用契約関係が無いボランティア等は従業員に含みません。
- ※組合の場合は、構成員の2/3以上が上記に該当すれば結構です。
- ※建設業には、測量業、地質調査業および水路測量業も含まれます。

■ 業 種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。ただし、農林漁業（一部業種は対象）、金融・保険業（保険媒介代理業および保険サービス業は対象）、宗教、政治・文化団体、その他中小企業信用保険法等において不適当と認める業種についてはご利用いただくことが出来ません。

■ ご利用になれない方

被保証人として形式的な要件は整っていても、原則として次のいずれかに該当する方は、ご利用いただけません。

- (1) 銀行取引停止処分中（第1回の不渡発生後6ヶ月以内を含む）の方
- (2) 現に保証を受けている債務につき延滞中（保証料の未納のものを含む）の方
- (3) 刑事事件において起訴され判決確定前の方、また、有罪判決確定後、刑の執行を終えていない方（罰金を完納していない方、執行猶予期間を経過していない方を含む）
- (4) 信用保証委託契約書の「反社会的勢力の排除」の条項に該当する方

「信用保証委託契約書」

（反社会的勢力の排除）

第3条 委託者または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 委託者または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

- (5) 前 (1) から (4) 号に掲げる方が代表者である法人
- (6) 休眠会社等
- (7) その他信用を供与することが不相当であると協会が判断した方

■ 信用保証に係る第三者の介在、介入排除について

当協会では、公正・公平・平等・迅速な信用保証を行うために、いわゆる金融斡旋等第三者が介在・介入する保証は取扱いいたしませんので、申込みにあたっては十分ご注意ください。

- (1) 信用保証協会では、金融斡旋屋等の第三者が介在・介入する保証申込は一切取扱いいたしません。
- (2) 保証申込人以外の第三者の同席および交渉はお断りいたします。

資金使途

事業経営に必要な運転資金、設備資金に限ります。

従って、次のような場合は対象になりません。

- 生活資金、住宅資金、投機資金
- 金融機関から直接借入れた資金を返済するための資金（旧債振替資金）（ただし、協会が認めた場合は除く）

保証限度額

個人・法人 2億8,000万円

組 合 4億8,000万円

このほか国が定める特例保証は、上記とは別枠で制度ごとに限度額が定められています。

保証期間

原則として20年以内

連帯保証人

原則として 個人事業者……保証人不要
法人事業者……代表者のみ

担 保

必要に応じて提供していただきます。原則として協会の設定とします。

信用保証料

信用保証料は、信用保証協会が中小企業者の委託に応ずる対価であり、株式会社日本政策金融公庫へ支払う信用保険料、損失の補償、経費等、信用保証制度の運営上必要な費用に充当するものです。

基本料率は年0.45～2.20%ですが、地方自治体の制度融資は年0.40～1.70%に軽減されています。なお、信用保証料のほかに相談料・斡旋料・用紙代などはいただいておりません。

保証料率区分表

<基本保証料率>

(単位：%)

区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有	基本料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	特殊保証	(1.62)	(1.49)	(1.32)	(1.15)	(0.98)	(0.85)	(0.68)	(0.51)	(0.39)
責任共有外	基本料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	特殊保証	(1.87)	(1.70)	(1.53)	(1.36)	(1.15)	(0.94)	(0.77)	(0.60)	(0.43)

※特殊保証とは、手形割引根保証、電子記録債権割引根保証又は当座貸越根保証を指します。

※一部の保証では一律の保証料率が適用されます。

<地方自治体制度>

(単位：%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有	1.50	1.30	1.25	1.05	0.95	0.80	0.65	0.55	0.40
責任共有外	1.70	1.50	1.40	1.20	1.10	0.90	0.70	0.60	0.40

信用保証料率は、お客様の財務諸表（貸借対照表・損益計算書）とその他の経営に関する情報を基に、経済産業省令等において定められるリスク計測モデルにより算出される評点に応じて定め、最終的な保証料率は、財務内容以外の要因も加味して決定します。最寄りの保証協会までお問い合わせください。

信用保証料の計算方法について

■ 新規保証

①返済方法が一括返済の場合（根保証の場合を含む）

$$\text{貸付金額(根保証の場合は貸付極度額)} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間(月数)} \times 1/12$$

②返済方法が分割返済の場合

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{分割返済回数別係数} \times \text{保証期間(月数)} \times 1/12$$

■ 条件変更保証

①返済方法が一括返済の場合（根保証の場合を含む）

$$\text{変更貸付金額(根保証の場合は貸付極度額)} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間(日数)} \times 1/365$$

②返済方法が分割返済の場合

$$\text{変更貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{分割返済回数別係数} \times \text{保証期間(日数)} \times 1/365$$

※分割返済のもとで、据置部分（期間・金額）のある場合、据置部分については、①の方法によります。

※円未満の端数は切捨てとします。

<分割返済回数別係数>

回数別区分	6回以下	7回以上 12回以下	13回以上 24回以下	25回以上
係 数	0.70	0.65	0.60	0.55

信用保証料のお支払い

信用保証料は、貸付実行日（条件変更実行日）に全額一括支払いとなっておりますが、保証期間が2か年を超えるものについては、下表による分割徴求割合により分割にてお支払いいただけます。

（単位：％）

保証期間 (分割徴収回数)	分割割合									
	初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目
2年超 4年以下 (2回)	75	25	—	—	—	—	—	—	—	—
4年超 6年以下 (3回)	60	30	10	—	—	—	—	—	—	—
6年超 8年以下 (4回)	45	35	15	5	—	—	—	—	—	—
8年超 10年以下 (5回)	35	30	20	10	5	—	—	—	—	—
10年超 12年以下 (6回)	30	20	20	15	10	5	—	—	—	—
12年超 14年以下 (7回)	25	20	20	15	10	5	5	—	—	—
14年超 16年以下 (8回)	20	20	15	15	10	10	5	5	—	—
16年超 18年以下 (9回)	20	20	15	15	10	5	5	5	5	—
18年超 (10回)	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2
当座貸越根保証型	50	50	—	—	—	—	—	—	—	—

保証制度のご案内

主な保証協会制度 (令和3年4月1日現在)

制度名	対象者、概要	融資限度額	保証期間	融資利率(年%)	保証料率(年%)
普通保証	一般的な事業資金が必要な方	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	原則として 20年以内	金融機関 所定利率	0.45 ~2.20
事業者 カードローン 根保	カード等を用いて反復継続的に小口資金を必要とされる方	2,000万円	2年以内 (更新可能)	金融機関 所定利率	0.39 ~1.62
ビジネス カードローン 当座貸越根保証 【ほっと300】	カード等を用いて反復継続的に小口資金を必要とされる方	300万円 (創業1年未満の方 および白色申告を 行う個人事業者は 100万円)	2年以内 (更新可能)	金融機関 所定利率	0.39 ~1.62
無担保・無保証 人当座貸越根保証 【プレミアム】	無担保・無保証人にて反復継続的、安定的に資金を必要とされる方	2億円	2年以内 (更新可能)	金融機関 所定利率	0.39 ~0.85
無担保 当座貸越根保証 【リード5000】	無担保にて反復継続的、安定的に資金を必要とされる方	5,000万円	2年以内 (更新可能)	金融機関 所定利率	0.39 ~1.15
アドバンス 3000保証	一般的な事業資金が早急に必要な方	3,000万円	1年以内	金融機関 所定利率	0.45 ~1.35
小口保証 【かなえ】	一般的な事業資金が早急に必要な方	1,000万円	7年以内	責任共有 1.80 責任共有外 1.60	0.45 ~1.55
小口零細企業保証 【グロース】	小規模企業者であって、一般的な事業資金が早急に必要な方	2,000万円	10年以内	金融機関 所定利率	0.50 ~2.20
経営力強化保証	認定経営革新等支援機関の支援を受け、経営の改善に係る計画を作成している方	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内 ただし、保証付既 往借入金を借り換える 場合は10年以内	金融機関 所定利率	0.45 ~2.00
伴走支援型 特別保証制度	新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けており、経営行動に係る計画を策定された方	4,000万円	10年以内	金融機関 所定利率	0.85*
事業再生計画 実施関連保証 (経営改善サポート保証)	経営サポート会議や中小企業再生支援協議会等の支援により作成した再生計画等に従って事業再生に取り組む方	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	15年以内	金融機関 所定利率	0.45 ~0.91
事業再生計画 実施関連保証 (感染症対応型)					0.80* ~1.00
流動資産担保 融資保証 (ABL保証)	売掛債権および棚卸資産を担保とした借入について行う保証	2億5,000万円 保証限度額 2億円 (保証割合80%)	根保証1年 (更新可能) 個別保証 1年以内	金融機関 所定利率	0.68

*伴走支援型特別保証制度、事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)において経営者保証免除対応を適用する場合は、保証料率が0.2%の上乗せとなります。ただし、借入時の保証料率は国補助後、一律0.2%となります。

主な島根県中小企業制度融資（令和3年4月1日現在）

制度名	対象者、概要	融資限度額	保証期間	融資利率(年%)		保証料率(年%)
				責任共有	責任共有外	
一般資金	施設・設備の改善を行う資金を必要とする方、又は運転資金もしくは借換資金を必要とする方	設備資金 8,000万円 運転資金 5,000万円 借換資金 8,000万円	設備資金 12年以内 運転資金 7年以内 借換資金 10年以内	1.45	1.30	0.40 ~1.70
小規模企業特別資金	一般的な事業資金が必要な小規模企業者（保証付融資残高と本資金の新規申込額との合計が2,000万円以内となる方に限る）の方	2,000万円 既存の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で2,000万円の範囲内となる新規の保証に限る	10年以内		1.20	0.20 ~1.20
創業者支援資金	新たに事業を開始する計画を有する方、または実質的に創業者に準ずるものとみなされる方で、創業のための資金を必要とする方	設備資金 5,000万円 運転資金 3,000万円	設備資金 12年以内 運転資金 7年以内	1.35	1.20	0.20 ~1.50
再生支援資金	再生の見込みがあり、商工会議所又は商工会連合会の商工調停士の推薦を受けている方	5,000万円	10年以内	2.25	2.10	0.20 ~1.50
新事業展開強化資金	特別の法律に基づき新たな事業等に取り組む方、計画等を策定し収益体質の強化に取り組む方、事業承継に取り組む方	設備資金 8,000万円 運転資金 5,000万円	設備資金 12年以内 運転資金 10年以内	1.35	1.20	0.40 ~1.70
経営改善長期借換資金	経営改善に取り組むために、既往借入金の借換資金を必要とする方	2億8,000万円	15年以内	1.55	1.40	0.40 ~1.70
経営力強化支援資金	認定経営革新等支援機関の支援を受け、経営の改善に係る計画を作成している方	2億8,000万円	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内 ただし、保証付既往借入金を借り換える場合は10年以内	1.35	1.20	0.40 ~1.50
経営改善サポート資金	経営サポート会議等の支援により作成した経営改善・再生計画を実行する方	2億8,000万円	15年以内	1.65	1.50	0.80* ~1.00
セーフティネット資金 (新型コロナウイルス感染症対応枠)	新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けており、セーフティネット4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた方	8,000万円	12年以内	1.25	1.10	0.40 ~0.71

※経営改善サポート資金において経営者保証免除対応を適用する場合は、保証料率が0.2%の上乗せとなります。ただし、借入時の保証料率は国補助後、一律0.2%となります。

信用保証協会の経営支援

ご存知ですか？

金融サポートはもちろんですが、様々な経営サポートメニューもご用意しておりますので、ぜひご活用ください。

経営課題解決に向けたサポートメニュー

■ 中小企業診断士による課題解決

現地訪問、企業診断から事業計画の策定支援まで、島根県信用保証協会が無料で行い、中小企業経営者の皆様をサポートします。「利益が出ない」「売上が上がらない」など、お気軽にご相談ください。

現 地 訪 問 店舗や工場等にお伺いし、現状把握をさせていただきます。

企 業 診 断 お客様の状況など情報を整理し、企業診断を行います。

事業計画策定支援 事業計画の策定をお手伝いします。

アフターフォロー 計画等の進捗を確認し、必要であれば更なる支援策を検討します。

■ きょうかい専門家派遣事業「結」

経営、技術、人材、情報等の各分野の専門家を無料で派遣し、目標の実現や課題解決のお手伝いをします。

専 門 家 訪 問 専門家が事業所まで伺います。まずは現状把握。

専門的アドバイス 具体的な解決策や計画等をアドバイスいただきます。当協会の職員も専門家と一緒にしてお手伝いします。

■ チーム・エスポワール

「チーム・エスポワール」は女性経営者の方、女性向けの事業を行う方などを支援する女性相談員チームです。女性ならではの観点と感性を活かし、様々なアイデアやノウハウの提供や、「女性経営者の交流の場」の開催を行なっています。女性相談員は県内全ての営業所(本店、出雲支店、浜田支店、益田支店)に配置していますので、お気軽にご相談ください。

経営支援事例動画を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

<https://hosyokyo.shimane-cgc.or.jp/case/>

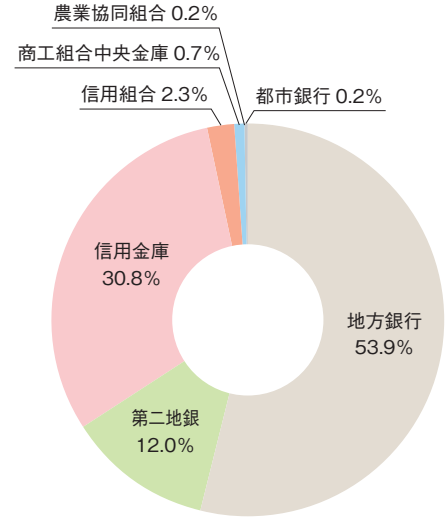
令和2年度 事業概況

保証承諾

金融機関別

(単位:百万円、%)

	令和元年度			令和2年度		
	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
みずほ銀行	0	0.0	-	360	0.2	-
三菱東京UFJ銀行	0	0.0	-	0	0.0	-
りそな銀行	75	0.2	-	0	0.0	0.0
都市銀行	75	0.2	-	360	0.2	480.0
鳥取銀行	1,478	3.7	99.8	5,998	3.1	405.7
山陰合同銀行	18,642	46.1	74.9	96,499	49.3	517.6
中国銀行	25	0.1	-	0	0.0	0.0
広島銀行	83	0.2	110.7	1,299	0.7	1573.9
山口銀行	386	1.0	115.0	1,598	0.8	414.1
地方銀行	20,614	50.9	77.0	105,394	53.9	511.3
島根銀行	3,455	8.5	96.8	23,461	12.0	679.0
第二地方銀行	3,455	8.5	96.8	23,461	12.0	679.0
米子信用金庫	2,173	5.4	133.6	8,985	4.6	413.5
しまね信用金庫	2,140	5.3	85.1	10,469	5.4	489.2
日本海信用金庫	3,505	8.7	98.9	11,956	6.1	341.1
島根中央信用金庫	5,104	12.6	92.4	24,729	12.6	484.5
西中国信用金庫	1,448	3.6	89.1	4,109	2.1	283.8
信用金庫	14,370	35.5	96.9	60,247	30.8	419.3
島根益田信用組合	1,208	3.0	107.7	4,460	2.3	369.2
信用組合	1,208	3.0	107.7	4,460	2.3	369.2
商工組合中央金庫	718	1.8	87.7	1,354	0.7	188.6
島根県農業協同組合	21	0.1	1067.5	339	0.2	1587.4
JFしまね漁業協同組合	0	0.0	-	0	0.0	-
合計	40,461	100.0	85.9	195,613	100.0	483.5

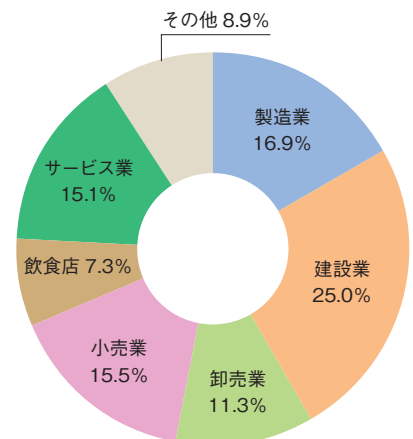


令和2年度金融機関別保証承諾

業種別

(単位:百万円、%)

	令和元年度			令和2年度		
	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
製造業	6,819	16.9	76.8	33,059	16.9	484.8
建設業	10,119	25.0	80.8	48,804	25.0	482.3
卸売業	4,207	10.4	88.9	22,101	11.3	525.4
小売業	6,779	16.8	87.8	30,302	15.5	447.0
飲食店	2,404	5.9	96.1	14,347	7.3	596.9
サービス業	6,127	15.1	91.6	29,618	15.1	483.4
その他	4,007	9.9	98.2	17,383	8.9	433.8
合計	40,461	100.0	85.9	195,613	100.0	483.5



令和2年度業種別保証承諾

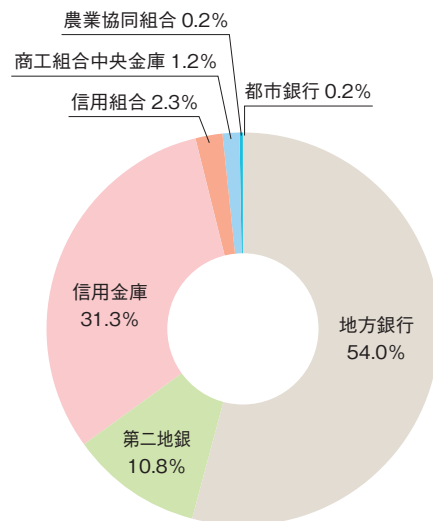
※金額は、単位未満を四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

保証債務残高

金融機関別

(単位:百万円、%)

	令和元年度			令和2年度		
	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
みずほ銀行	249	0.2	72.4	431	0.2	173.3
三菱東京UFJ銀行	9	0.0	28.9	4	0.0	45.4
りそな銀行	99	0.1	61.4	50	0.0	50.6
都市銀行	357	0.3	66.5	485	0.2	136.0
鳥取銀行	3,848	3.1	99.2	6,947	2.9	180.5
山陰合同銀行	59,733	48.5	96.1	118,182	49.6	197.9
中国銀行	33	0.0	271.2	27	0.0	83.1
広島銀行	87	0.1	70.4	1,295	0.5	1484.0
山口銀行	1,296	1.1	83.5	2,246	0.9	173.3
地方銀行	64,997	52.8	95.9	128,697	54.0	198.0
島根銀行	10,743	8.7	93.7	25,841	10.8	240.5
第二地方銀行	10,743	8.7	93.7	25,841	10.8	240.5
米子信用金庫	5,052	4.1	106.6	10,719	4.5	212.2
しまね信用金庫	6,955	5.7	100.9	12,404	5.2	178.3
日本海信用金庫	9,142	7.4	100.1	15,506	6.5	169.6
島根中央信用金庫	16,171	13.1	97.5	30,535	12.8	188.8
西中国信用金庫	3,565	2.9	102.2	5,484	2.3	153.8
信用金庫	40,886	33.2	100.1	74,648	31.3	182.6
島根益田信用組合	3,281	2.7	100.7	5,360	2.3	163.4
信用組合	3,281	2.7	100.7	5,360	2.3	163.4
商工組合中央金庫	2,691	2.2	86.7	2,883	1.2	107.1
島根県農業協同組合	132	0.1	88.2	384	0.2	290.6
JFしまね漁業協同組合	0	0.0	-	0	0.0	-
合計	123,087	100.0	96.8	238,298	100.0	193.6

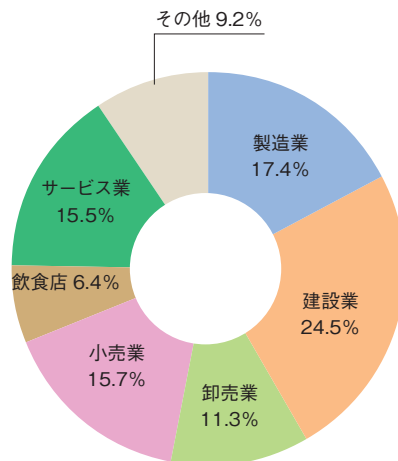


令和2年度金融機関別保証債務残高

業種別

(単位:百万円、%)

	令和元年度			令和2年度		
	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
製造業	21,455	17.4	97.1	41,566	17.4	193.7
建設業	29,486	24.0	94.9	58,393	24.5	198.0
卸売業	13,608	11.1	93.4	27,003	11.3	198.4
小売業	20,926	17.0	94.5	37,382	15.7	178.6
飲食店	7,445	6.0	103.4	15,191	6.4	204.1
サービス業	18,182	14.8	101.3	36,892	15.5	202.9
その他	11,985	9.7	99.2	21,872	9.2	182.5
合計	123,087	100.0	96.8	238,298	100.0	193.6



令和2年度業種別保証債務残高

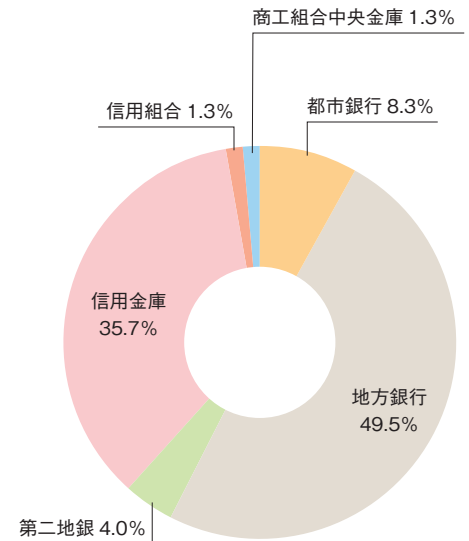
※金額は、単位未満を四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

代位弁済

金融機関別

(単位:百万円、%)

	令和元年度			令和2年度		
	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
みずほ銀行	12	0.5	169.6	111	8.3	946.4
三菱東京UFJ銀行	0	0.0	-	0	0.0	-
りそな銀行	122	4.8	-	0	0.0	0.0
都市銀行	134	5.3	1937.9	111	8.3	82.8
鳥取銀行	76	3.0	668.2	26	2.0	34.7
山陰合同銀行	1,100	43.6	91.1	612	45.9	55.6
中国銀行	0	0.0	-	0	0.0	-
広島銀行	20	0.8	-	6	0.4	28.8
山口銀行	80	3.1	-	16	1.2	20.0
地方銀行	1,276	50.5	104.6	660	49.5	51.7
島根銀行	322	12.8	83.4	53	4.0	16.4
第二地方銀行	322	12.8	83.4	53	4.0	16.4
米子信用金庫	99	3.9	150.0	38	2.9	38.9
しまね信用金庫	82	3.3	91.8	61	4.6	74.1
日本海信用金庫	98	3.9	72.4	158	11.9	160.7
島根中央信用金庫	115	4.6	69.8	71	5.4	62.1
西中国信用金庫	93	3.7	220.9	147	11.0	158.6
信用金庫	487	19.3	97.8	476	35.7	97.7
島根益田信用組合	92	3.6	772.1	18	1.3	19.3
信用組合	92	3.6	772.1	18	1.3	19.3
商工組合中央金庫	214	8.5	168.5	17	1.3	7.8
島根県農業協同組合	0	0.0	0.0	0	0.0	-
JFしまね漁業協同組合	0	0.0	-	0	0.0	-
合計	2,525	100.0	107.4	1,334	100.0	52.8

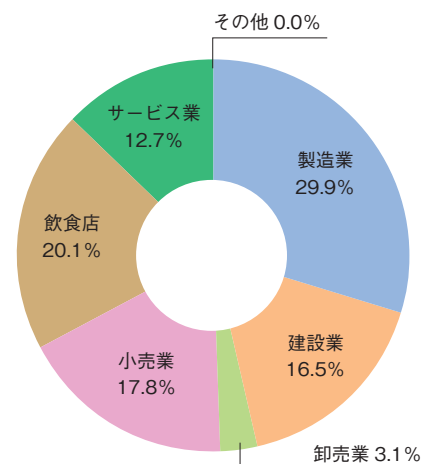


令和2年度金融機関別代位弁済

業種別

(単位:百万円、%)

	令和元年度			令和2年度		
	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
製造業	178	7.1	43.0	399	29.9	223.6
建設業	520	20.6	110.7	220	16.5	42.3
卸売業	793	31.4	811.1	41	3.1	5.2
小売業	655	26.0	87.2	238	17.8	36.2
飲食店	134	5.3	121.2	268	20.1	200.3
サービス業	173	6.9	54.6	169	12.7	97.4
その他	71	2.8	37.6	0	0.0	0.0
合計	2,525	100.0	107.4	1,334	100.0	52.8



令和2年度業種別代位弁済

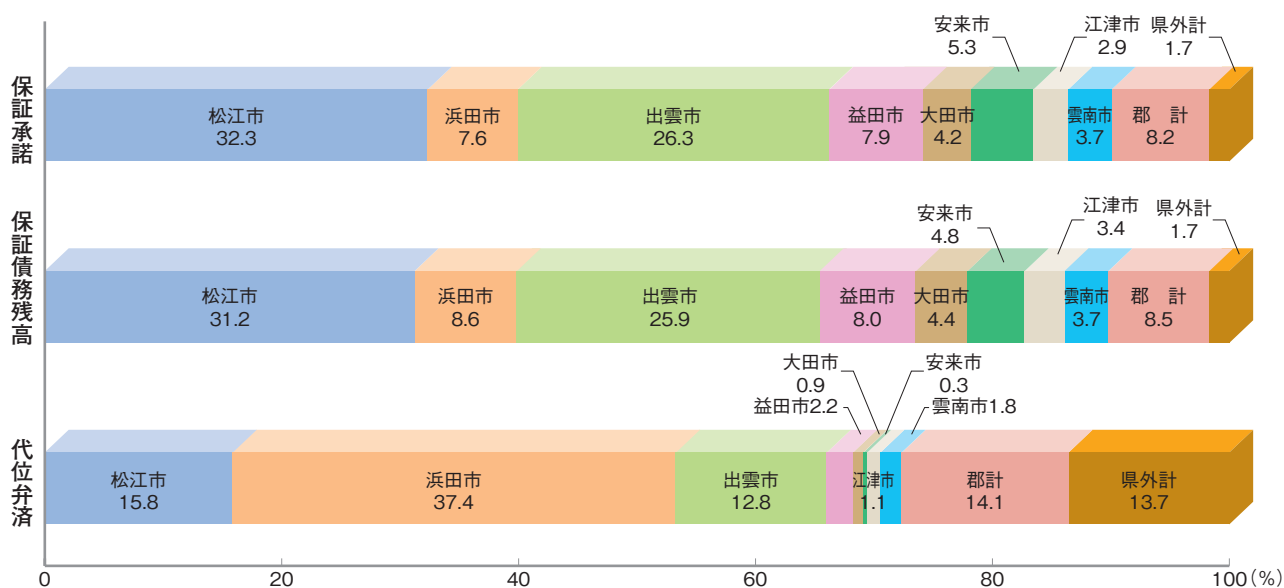
※金額は、単位未満を四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

市町村別保証状況

(単位:百万円、%)

	保証承諾				保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	構成比	前年比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
松江市	3,592	63,250	32.3	492.0	4,790	74,237	31.2	29	210	15.8
浜田市	825	14,911	7.6	365.4	1,334	20,477	8.6	25	499	37.4
出雲市	2,671	51,398	26.3	569.6	3,524	61,665	25.9	20	170	12.8
益田市	949	15,389	7.9	424.0	1,394	19,021	8.0	5	30	2.2
大田市	461	8,170	4.2	469.6	635	10,443	4.4	3	12	0.9
安来市	624	10,453	5.3	665.6	811	11,403	4.8	1	4	0.3
江津市	340	5,584	2.9	370.6	551	8,019	3.4	2	15	1.1
雲南市	496	7,150	3.7	523.4	709	8,741	3.7	5	23	1.8
市計	9,958	176,305	90.1	492.9	13,748	214,005	89.8	90	963	72.2
仁多郡	163	2,489	1.3	468.9	243	3,058	1.3	2	19	1.4
飯石郡	44	723	0.4	268.1	80	1,127	0.5	0	0	0.0
邑智郡	197	2,979	1.5	343.5	307	3,858	1.6	1	6	0.4
鹿足郡	252	3,764	1.9	272.6	370	4,952	2.1	4	147	11.0
隠岐郡	343	6,094	3.1	607.5	492	7,142	3.0	3	17	1.3
郡計	999	16,048	8.2	396.1	1,492	20,137	8.5	10	188	14.1
県外計	102	3,261	1.7	511.6	155	4,156	1.7	16	183	13.7
合計	11,059	195,613	100.0	483.5	15,395	238,298	100.0	116	1,334	100.0

構成比



※金額は、単位未満を四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

収支計算書 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:円)

科 目	金 額	金 額
経常収入		2,350,988,688
保証料	1,715,192,009	
預け金利息	152,604	
有価証券利息配当金	337,341,054	
調査料	0	
延滞保証料	0	
損害金	21,108,037	
事務補助金	126,189,039	
責任共有負担金	130,926,000	
雑収入	20,079,945	
経常支出		1,879,194,057
業務費	944,011,090	
役職員給与	464,901,116	
退職給与引当金繰入	44,310,798	
その他人件費	115,439,430	
旅費	2,518,630	
事務費	163,091,624	
賃借料	10,285,781	
動産・不動産償却	34,088,247	
信用調査費	3,289,516	
債権管理費	56,946,955	
指導普及費	38,711,533	
負担金	10,427,460	
借入金利息	0	
信用保険料	934,454,767	
責任共有負担金納付金	0	
雑支出	728,200	
経常収支差額		471,794,631
経常外収入		2,266,825,705
償却求償権回収金	64,518,759	
責任準備金戻入	738,522,795	
求償権償却準備金戻入	155,231,279	
求償権補てん金戻入	1,303,100,872	
保険金	1,018,355,550	
損失補償補てん金	284,745,322	
補助金	0	
その他収入	5,452,000	
経常外支出		3,072,885,049
求償権償却	1,501,858,363	
譲受債権償却	0	
有価証券償却	0	
雑勘定償却	2,021,274	
退職金	2,941,171	
責任準備金繰入	1,429,790,402	
求償権償却準備金繰入	109,799,538	
その他支出	26,474,301	
経常外収支差額		▲ 806,059,344
制度改革促進基金取崩額		88,237,110
収支差額変動準備金取崩額		246,027,603
当期収支差額		0
収支差額変動準備金繰入額		0
基本財産繰入額		0

収支計算書の用語解説

信用保険料

日本政策金融公庫へ支払う信用保険料です。

求償権償却

年度末求償権のうち法的整理の結果回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

責任準備金繰入

将来の不測の事態に備えて積み立てる準備金で、一般企業の「貸倒引当金」に相当するものです。年度末の保証債務残高に対して一定の割合で積み立てています。

求償権償却準備金繰入

協会資金の健全性を保つために、年度末求償権のうち回収困難な額を見積もって一定の割合を積み立てます。

当期収支差額

全額基本財産(収支差額変動準備金を含め)に組入れ、当協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていくうえで必要な基本財産の充実を図ります。

信用保証料

保証ご利用の際に中小企業者からいただく保証料です。

預け金利息、有価証券利息配当金

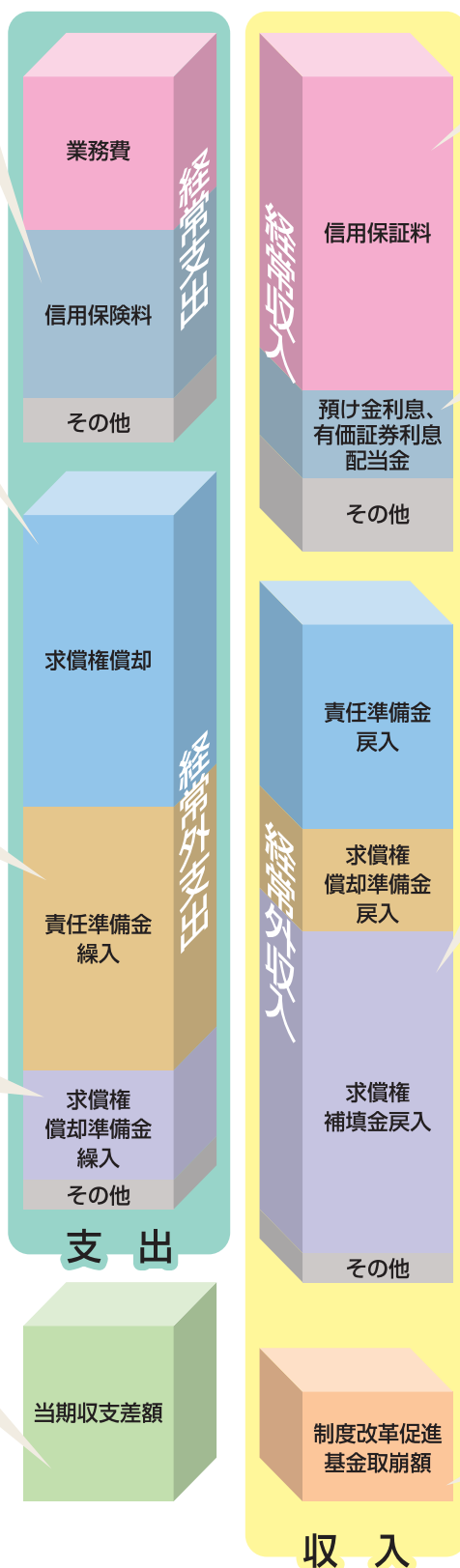
金融機関に預け入れられた預託金の受取利息と、有価証券等からの利息配当金です。

求償権補填金戻入

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体から受領した損失補償金からなっています。

制度改革促進基金取崩額

責任共有制度によって欠損が生じた場合等、それを補うために制度改革促進基金を取崩しています。



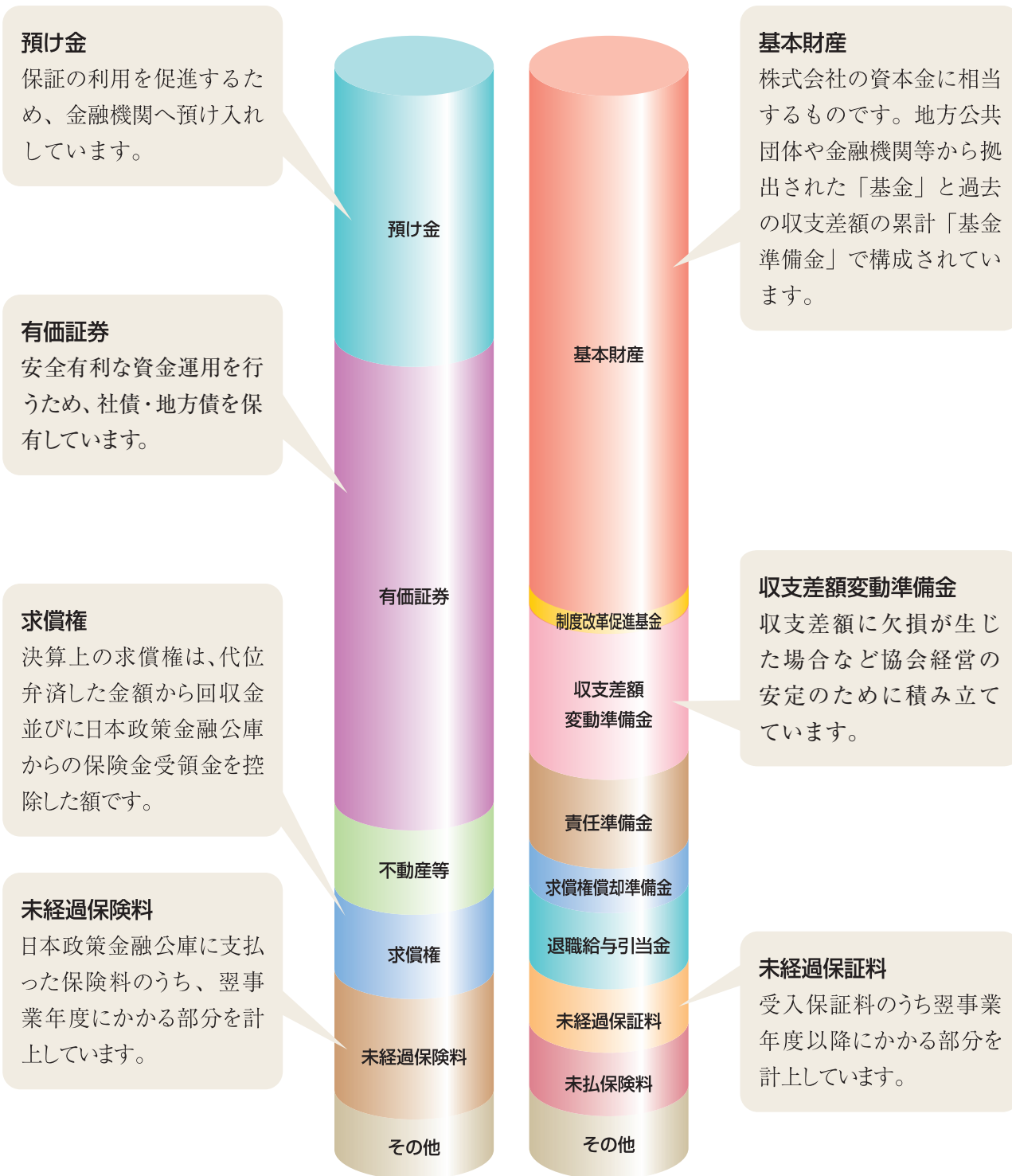
貸借対照表 (令和3年3月31日現在)

(単位:円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	0	基本財産	19,567,000,000
現金	0	基金	5,248,224,000
小切手	0	基金準備金	14,318,776,000
預け金	3,282,190,707	制度改革促進基金	466,123,806
当座預金	0	収支差額変動準備金	5,007,156,089
普通預金	1,589,634,539	責任準備金	1,429,790,402
通知預金	0	求償権償却準備金	109,799,538
定期預金	1,684,924,695	退職給与引当金	637,340,315
郵便貯金	7,631,473	損失補償金	20,013,167,306
金銭信託	0	保証債務	238,298,400,231
有価証券	29,251,453,500	求償権補てん金	0
国債	0	保険金	0
地方債	599,800,000	損失補償補てん金	0
社債	28,627,005,000	借入金	0
株式	24,648,500	長期借入金	0
受益証券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他の有価証券	115,684,368	短期借入金	0
新株予約権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
ファンド出資	115,684,368	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	786,920,968	雑勘定	7,145,802,872
事業用不動産	727,091,157	仮払金	161,281,406
事業用動産	87,541,135	保険納付金	51,382,680
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	73,865,681
損失補償金見返	20,013,167,306	未経過保証料	6,850,957,818
保証債務見返	238,298,400,231	未払保険料	1,313,476
求償権	346,243,306	未払費用	7,001,811
譲受債権	0		
雑勘定	552,808,849		
仮払金	16,071,084		
保証金	100,000		
厚生基金	35,818,000		
連合会勘定	1,500,130		
未収利息	85,639,159		
未経過保険料	413,680,476		
合 計	292,674,580,559	合 計	292,674,580,559

貸借対照表の用語解説

借方 貸方



財産目録 (令和3年3月31日現在)

(単位:円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	0	責任準備金	1,429,790,402
預け金	3,282,190,707	求償権償却準備金	109,799,538
金銭信託	0	退職給与引当金	637,340,315
有価証券	29,251,453,500	損失補償金	20,013,167,306
その他有価証券	115,684,368	保証債務	238,298,400,231
動産・不動産	814,632,292	求償権補てん金	0
損失補償金見返	20,013,167,306	借入金	0
保証債務見返	238,298,400,231	雑勘定	7,145,802,872
求償権	346,243,306		
譲受債権	0		
雑勘定	552,808,849		
合 計	292,674,580,559	合 計	267,634,300,664
		正味財産	25,040,279,895



日御碕神社 (出雲市大社町)

中期事業計画 (令和3年度~令和5年度)

I. 業務環境

1. 島根県の景気動向

我が国の経済は、基調として持ち直しの動きがあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある。

こうした中、島根県の景気動向も新型コロナウイルス感染症の流行を起因として、観光客の減少、各種イベントの中止、外出の自粛などにより、サービス消費を中心に厳しい状況が続いている。

2. 中小企業・小規模事業者の状況

当県の中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、人口減少によるマーケットの縮小、少子高齢化による生産年齢人口減少など年々厳しさを増しており、経営者の高齢化や生産性の低下等の課題を抱えている事業者も多く存在している。

こうした状況の中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の低下から、非常に多くの中小企業・小規模事業者が売上的大幅な減少や資金繰りの悪化など、大きな影響を受けており、今後の収束も見通せないことから、先行きを懸念する事業者も多い。

II. 業務運営方針

コロナ禍に懸命に立ち向かうお客様の資金繰りを支えるとともに、関係機関と連携して親身に寄り添った経営支援により課題解決につなげ、お客様と地域を守りたいとの思いから下記のスローガンを掲げ、業務を運営していく方針である。

強い意欲を持って目標に向かって挑戦している方や
地域に無くてはならない役割を担っている方に、
より親身に寄り添った当協会ならではの支援を行うことで、
地域経済の活力ある発展に貢献したいとの思いから
このスローガンを掲げ、業務を運営していく方針です。

『あなたに寄り添い 全力サポート』

～地域の輝く未来に向けて～

1. ウイズコロナ・アフターコロナに対応した金融・経営支援

新型コロナウイルス感染症の影響により中小企業者を取り巻く環境は未だかつて無いほど厳しい状況にあることから、お客様の実情を的確に把握し、経営課題解決に向けた金融・経営支援を実施する。

2. 地方創生への貢献

当地においては、人口減少や少子高齢化に伴うマーケット縮小といった構造的な課題を抱えているとともに、後継者不足などが深刻化している。島根県が策定した「島根創生計画」が目指す地域の実現に向け、外部支援機関等と連携し、地域課題の解決に取り組む。

3. 適切かつ柔軟な求償権解決とそのための体制・環境整備

お客様の事業再生、生活再生に繋げるため、実情を把握し状況に応じた適切かつ柔軟な求償権解決を図る。また、多くの求償権を限られた人員で解決していくため、初動の徹底や業務効率化を進め、効果的・効率的な管理体制を構築する。

4. 電子化による利便性向上と業務の効率化

コロナ禍において事務手続きの電子化が急速に進んできており、当協会としてもお客様の利便性向上および業務の効率化を進めるため、電子化の取り組みを推進していく。

5. 経営基盤の強化

お客様に今後とも十分なサービスを提供できるように業務体制の強化に取り組む。また、公的機関として社会的な信頼に応えるために役職員のコンプライアンスの徹底と定着や危機管理態勢の強化を図る。



須佐神社（出雲市佐田町）

年度経営計画 (令和3年度)

I. 業務環境

1. 島根県の景気動向

我が国の経済は、基調として持ち直しの動きがあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある。

こうした中、島根県の景気動向も新型コロナウイルス感染症の流行を起因として、観光客の減少、各種イベントの中止、外出の自粛などにより、サービス消費を中心に厳しい状況が続いている。

2. 中小企業・小規模事業者の状況

当県の中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、人口減少によるマーケットの縮小、少子高齢化による生産年齢人口減少など年々厳しさを増しており、経営者の高齢化や生産性の低下等の課題を抱えている事業者も多く存在している。

こうした状況の中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の低下から、非常に多くの中小企業・小規模事業者が売上の大幅な減少や資金繰りの悪化など、大きな影響を受けており、今後の収束も見通せないことから、先行きを懸念する事業者も多い。

II. 業務運営方針

コロナ禍に懸命に立ち向かうお客様の資金繰りを支えるとともに、関係機関と連携して親身に寄り添った経営支援により課題解決につなげ、お客様と地域を守りたいとの思いから下記のスローガンを掲げ、業務を運営していく方針である。

強い意欲を持って目標に向かって挑戦している方や
地域に無くてはならない役割を担っている方に、
より親身に寄り添った当協会ならではの支援を行うことで、
地域経済の活力ある発展に貢献したいとの思いから
このスローガンを掲げ、業務を運営していく方針です。

『あなたに寄り添い 全力サポート』
～地域の輝く未来に向けて～

Ⅲ. 重点課題

【保証部門】

①新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた金融支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているお客様が本業に専念できる環境を提供するため、影響度合いなど個社の経営実態の把握に努め、資金繰り支援を適切に実施する。

②金融機関・関係機関との連携促進

コロナ禍においてお客様の状況は変化していくことから、金融機関との個社支援における協働や情報交換を通じて連携を一層強めるとともに、お客様との接点が多い税理士、商工団体等との連携を深める。

③地域課題の解決に向けた支援

中小企業数の減少や後継者不在など、地域課題の解決に向けて、創業や事業承継支援を拡充するとともに、信用保証をきっかけとして多くのお客様の期待に応えることで、地域経済の持続的な発展につなげる。

【期中管理・経営支援部門】

①ウイズコロナ・アフターコロナの影響を踏まえた経営支援の実施

お客様との信頼関係構築に努め、現状把握を的確に行うことで、経営課題の解決に向けたより効果的な提案、サポートを行う。

②経営支援人材のスキルアップ

職員が実施した経営支援事例の共有や内部研修の開催を通じて、お客様の経営課題を解決するためのスキルアップを図る。

③地方創生への貢献

地方公共団体や関係機関等への協力により、地域での起業マインド醸成や地域を支える人材育成に寄与する。

【回収部門】

①適切かつ柔軟な求償権解決の促進

サービス島根営業所への回収委託を解除した求償権も含めて、改めてお客様個々の実情（コロナ禍の影響を含む）把握を丁寧に行い、適切な手順・根拠に基づく柔軟な求償権解決を促進する。

②メリハリの効いた管理体制の構築

限られた人員で多くの求償権の解決を効率的に促進していくため、着手すべき優先順位を見直し、初動の徹底により方向性を導出して求償権の早期解決を図る。

③お客様との対話に一層注力するための環境整備

内部の基準・事務処理の見直しやシステム活用等による事務効率化により、求償権解決に向けたお客様との対話や事業継続支援に一層注力できる環境を整備する。

【その他間接部門】

①業務の効率化と電子化の推進

お客様に満足いただけるサービスを展開していくために、電子化を推進することにより業務全体のスピードアップやペーパーレス化を図る。

②業務体制の強化

営業店の窓口業務を本部での事務集中等の取り組みにより、お客様支援に注力できる体制作りを検討する。

③人材育成の充実、就業環境の整備

人事考課制度、各種研修等を通して人材育成の充実に努めるとともに、「働き方改革」に対応して、職員にとって“働きやすい職場”を目指し、就業環境等の整備を進める。

④広聴・広報活動の見直し

現行の広聴・広報活動を検証し、お客様にとってより有益なものとなるようにその方法や内容の見直しを行う。

⑤コンプライアンスの徹底と定着

社会からの揺るぎない信頼を確保していくために、コンプライアンス・プログラムを着実に遂行し、コンプライアンスの徹底と定着を図る。

⑥危機管理態勢の強化

新型コロナウイルス感染症罹患や災害等有事の際、業務運営に支障をきたすことのないようBCP（事業継続計画）の実効性を高める。

(単位：百万円、%)

項 目	金 額	対前年度計画比
保 証 承 諾	40,000	93.0%
保 証 債 務 残 高	226,000	193.2%
代 位 弁 済	4,000	133.3%
回 収	800	114.3%



由志園（松江市八束町）

令和2年度の主な取り組み

新型コロナウイルス感染症の影響を受けるお客様への支援

新型コロナウイルス感染症の被害や影響を受けた中小企業者の資金繰りを支援するために「新型コロナウイルス感染症対応資金」、「新型コロナウイルス感染症対応資金（県単独制度）」を創設し、積極的に支援を行いました。また、保証申込時における徴求書類（残高試算表、借入明細等）の簡素化を図る等、中小企業者の資金ニーズに迅速に対応できる環境を整備することで、平均調査日数の短縮化を図りました。

加えて、島根県中小企業診断協会と連携し、県内4会場で「新型コロナウイルス感染症対策 個別経営相談会」を開催しました。

松江会場 令和3年1月12日（火） / 2月16日（火）

出雲会場 令和3年1月13日（水） / 2月17日（水）

浜田会場 令和3年1月14日（木） / 2月18日（木）

益田会場 令和3年1月15日（金） / 2月19日（金）

コロナ禍における経営支援に向けたオンラインシステム環境の整備

コロナ禍において対面での面談や経営相談が困難になる中、お客様に安心・安全にご相談いただけるようオンラインシステムの環境を整備し、きょうかい専門家派遣事業「結」の専門家による指導・助言等に活用しています。



稲佐の浜（出雲市大社町）

「中小企業ネットワークしまね」の開催

「中小企業支援ネットワークしまね」は、構成機関における信頼感の醸成を図り、再生事例や経営支援策の共有化による地域全体の経営改善・再生スキルの向上を目的としています。

21機関で構成されており、当協会が事務局を務め、定期的に会議を開催しています。

また、中小企業者と主要取引金融機関等の要請に基づき「経営サポート会議」を開催し、個別企業毎に具体的な話し合いも行っています。

第17回会合 令和3年2月18日（木）

〈構成機関〉

中国経済産業局/松江財務事務所/島根県商工労働部/しまね産業振興財団/
 島根県商工会議所連合会/島根県商工会連合会/島根県中小企業団体中央会/
 地域経済活性化支援機構/日本政策金融公庫松江支店/
 商工組合中央金庫松江支店/山陰合同銀行/島根銀行/しまね信用金庫/
 島根中央信用金庫/日本海信用金庫/島根益田信用組合/
 島根県中小企業再生支援協議会/中国税理士会島根県支部連合会/
 島根県よろず支援拠点/日本公認会計士協会中国会山陰部会/
 島根県信用保証協会



三隅大平桜（浜田市三隅町）

他機関主催セミナー等への参加

島根県が主催するしまね起業家スクールや市町村主催の各種セミナーへ参加協力し、地域の起業マインドの醸成を図るとともに、島根大学の講義を実施する等、地域を支える人材の育成に寄与しました。

また、U・Iターンフェアに相談員と参加し、起業・創業を希望される方の相談をお受けしました。

〈講師参加〉

しまね起業家スクール（しまね起業家スクール実行委員会）

出雲で始める。出雲でつながる。『創業塾』

（出雲市/NPO法人21世紀出雲産業支援センター）

やすぎ起業家ミニスクール（安来市/安来商工会議所）

島根大学『MOT基礎概論』（島根大学自然科学研究科）

〈相談員参加〉

しまね移住ワンダーランド（ふるさと島根定住財団）

※（ ）は主催機関



石見畳ヶ浦（浜田市国分町）

出張経営相談会

当協会の本支店まで距離的事情等によってなかなか足を運べない方、今まで当協会を利用したことがない方などにお気軽に相談をいただけるよう、商工団体のご協力のもと出張経営相談会を開催しています。

安来市…………… 1回 安来商工会議所

大田市…………… 5回 大田商工会議所



国賀海岸（隠岐郡西ノ島町）

広報活動

ホームページの活用



▲トップページ



▲経営支援サービス紹介サイト

様々なお知らせやマンスリーレポートなど、タイムリーな情報発信を行っています。

ホームページアドレス

<https://www.shimane-cgc.or.jp/>



当協会の経営支援サポートメニューについてのサイトです。下記ウェブ動画などを掲載しています。「ホシヨキョ」でご検索ください。

(<https://hosyokyo.shimane-cgc.or.jp/>)



▲経営支援事例動画



奥出雲おろちループ（仁多郡奥出雲町）

ディスクロージャー誌の作成

当協会の取り組みをお知らせするため、事業計画、決算等を掲載したものを年に1度作成しています。



保証のしおり、てびきの作成

関係機関向けに、保証のしくみや保証制度等について詳しく掲載し、理解を深めて頂くため作成しています。



広告の掲載

関係機関誌などに広告を掲載しています。

松江商工会議所発行「しよほう」
島根県商工会連合会発行「商工連しまね」

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方々をサポートします！

売上減少や資金繰りなど新型コロナウイルス感染症の影響による経営上のお困り事は信用保証協会にご相談ください

セーフティネット保証や危機関連保証など各種保証制度で皆様を支援します！

▶経営相談窓口を開設していますので **フリーダイヤル 0120-40-5471** お気軽にご相談ください

SHIMANE 島根県信用保証協会

■営業部：松江市前町1105番地 TEL.0852-22-2537 ■浜田支店：浜田市前町83番地50 TEL.0855-22-0833
■出雲支店：出雲市大津新町2丁目24番地 TEL.0853-21-4998 ■松江次店：松江市あけぼの町10番地6 TEL.0856-22-4567

新型コロナウイルス感染症の関連情報はホームページでも公開しています▶▶▶ <https://www.shimane-cgc.or.jp/>

コンプライアンスについて

島根県信用保証協会は、信用保証協会法に基づき「信用保証」を通じて、中小企業の金融の円滑化に努め、地域経済の活力ある発展に尽くしています。

これからも、こうした公共的使命と社会的責任を全うする公的保証機関として、社会からの揺るぎない信頼を確立していくため、以下のとおり基本方針を定め、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に積極的に取り組んで参ります。

コンプライアンスの基本方針

健全な業務運営の確保

協会の公共性と社会的責任を認識し、経営の効率化に努め、健全な業務運営を通じて、信頼の確立を図る。

真に意義ある信用保証の推進

経営理念のもと、真面目に経営に取り組み、事業の存続、発展に努める中小企業に対して、真に意義ある信用保証を行い、地域経済の活力ある発展に貢献する。

法令の遵守

信用保証協会法をはじめ、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、誠実かつ公正に事業活動を遂行する。

反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固としてこれと対決する。

地域社会への貢献

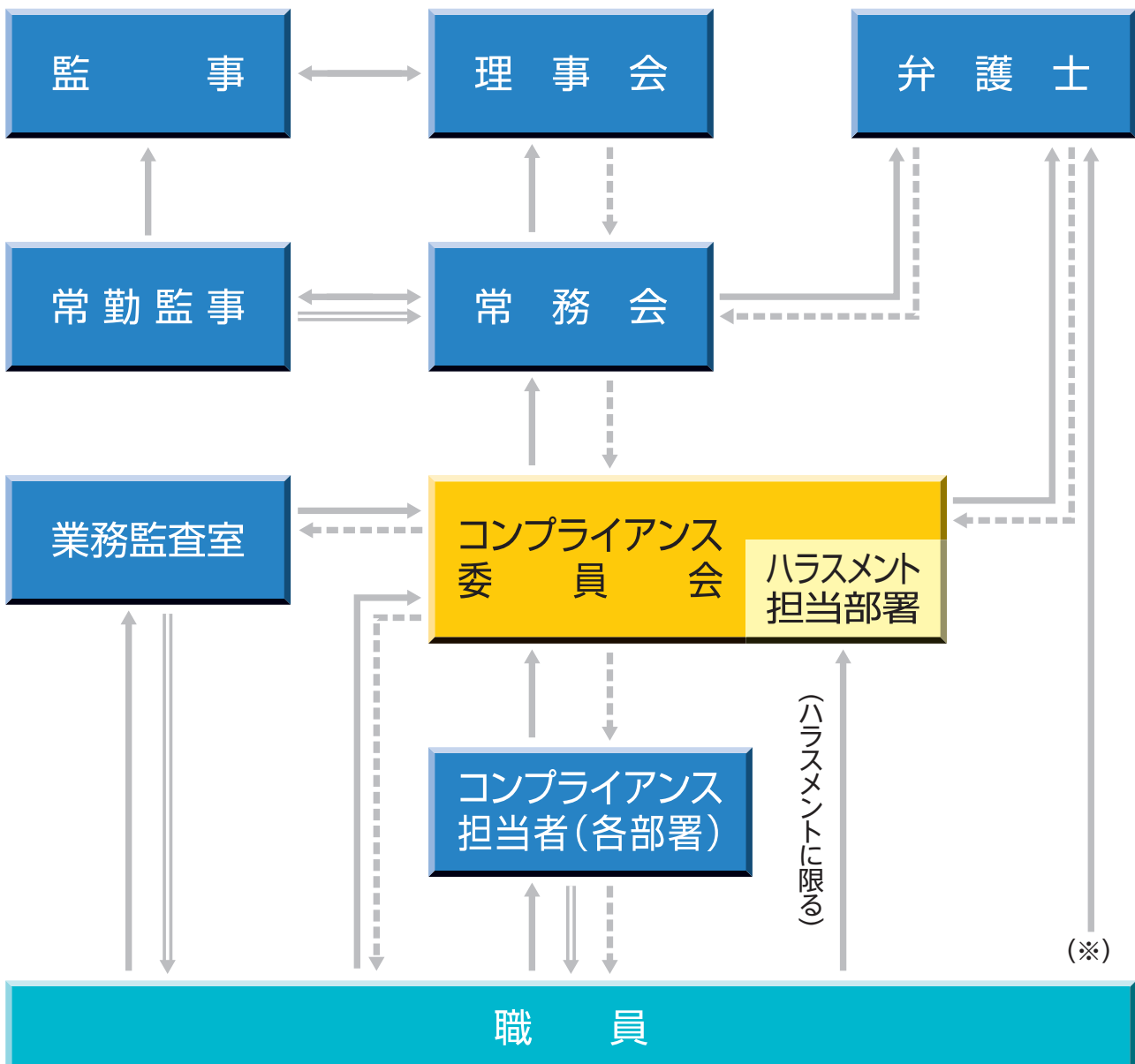
協会は地域に育てられ、支えられていることを自覚し、広く地域住民とのコミュニケーションを図りながら、地域社会への貢献に積極的に努める。



石見銀山（大田市大森町）

コンプライアンス体制図

コンプライアンスの取り組みをより具体的にし、コンプライアンスの着実な実践を確保するために、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役職員への周知徹底を図るとともに、きめ細かな実践体制を整えています。



- 報告・連絡・相談
- - - 指示
- ==> チェック

(※) 内部通報規程に基づき対応

個人情報保護宣言

島根県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けの書面)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は当協会窓口にて備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口にて持参（または郵送）ください。
- ・個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額（1回の申請につき500円）をいただきます。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- ・お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データを利用停止いたします。
- ・お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・(6) (7) の具体的な手続きにつきましては当協会ホームページ（または備え付けの書面）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の請求等に応じる手続き」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

〒690-8503

住 所 松江市殿町105番地

電話番号 0852-22-2837

部 署 名 島根県信用保証協会本店
総務部・業務統括部・営業部

〒693-0012

住 所 出雲市大津新崎町2丁目24番地

電話番号 0853-21-4998

部 署 名 島根県信用保証協会出雲支店

〒697-0027

住 所 浜田市殿町83番地50

電話番号 0855-22-0833

部 署 名 島根県信用保証協会浜田支店

〒698-0026

住 所 益田市あけぼの本町10番地6

電話番号 0856-22-4567

部 署 名 島根県信用保証協会益田支店

個人情報保護法に基づく公表事項等について

個人情報保護法（以下「法」といいます。）は、所定の事項を、公表、もしくは本人が容易に知りうる状態に置くべきものと定めています。

協会では、「ホームページ」および協会備え付けの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」に次の通り公表しております。

1.当協会が取り扱う個人情報の利用目的（法18条1項関係）

当協会は、個人情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。

- ・法に基づき、お客さまの個人情報を、信用保証業務およびこれに付随する業務ならびに下記利用目的の達成に必要な範囲で利用すること
 - ・お客さまの本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないこと
- ①経営・金融・各種制度利用の相談の受付
 - ②保証申込・条件変更申込の受付
 - ③保証利用資格の確認
 - ④保証・条件変更の審査
 - ⑤保証・条件変更の決定
 - ⑥保証取引の継続的な管理
 - ⑦法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
 - ⑧取引上必要な各種郵便物の送付
 - ⑨信用保険・損失補償契約の相手方に提供する場合等適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供
 - ⑩市場調査およびデータ分析ならびにアンケート等の実施
 - ⑪各種保証制度利用のご提案
 - ⑫保証料率・保険料率の算定および保証料の徴収・返戻
 - ⑬求償権の行使および求償権の継続的な管理
 - ⑭信用保証協会団体信用生命保険制度に関する事務手続
 - ⑮その他中小企業金融および信用補完制度の適正な運営

2.各種アンケート等における利用目的の限定

当協会は、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のためのみに利用するなど、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

3.個人情報の取得元又はその取得方法について

当協会では、例えば以下のような情報源から個人情報を取得することがあります。

（取得する情報源の例）

- ①信用保証委託申込書など、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等により直接提供される場合
- ②お客さまが信用保証協会保証付融資を受けられた金融機関から、個人情報が提供される場合

③債権回収会社等の委託先から、個人情報提供される場合

4.ダイレクト・マーケティングの中止について

当協会は、お客さまからダイレクト・マーケティングの中止のお申し出があった場合には、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を中止する措置をとります。

中止を希望されるお客さまは、以下に掲げる窓口までお申し出ください。

〒690-8503

住 所 松江市殿町105番地

電話番号 0852-22-2837

部 署 名 島根県信用保証協会本店
総務部・業務統括部・営業部

〒693-0012

住 所 出雲市大津新崎町2丁目24番地

電話番号 0853-21-4998

部 署 名 島根県信用保証協会出雲支店

〒697-0027

住 所 浜田市殿町83番地50

電話番号 0855-22-0833

部 署 名 島根県信用保証協会浜田支店

〒698-0026

住 所 益田市あけぼの本町10番地6

電話番号 0856-22-4567

部 署 名 島根県信用保証協会益田支店

5.個人データの取扱いの委託について

当協会がお客さまの個人情報の取扱いを委託する場合は、お客さまの個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。

当協会では、例えば、以下のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っております。

(委託する事務の例)

- ①行方不明先等の調査業務
- ②債権管理回収業務

6.個人情報の第三者提供について (法23条1項関係)

当協会は、お客様より取得させていただいた個人情報を適切に管理し、法令等に定められた一定の場合を除き、あらかじめお客様の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

なお、お客様の個人情報を第三者に提供すること、および個人情報の取得にあたっての利用目的については、次のような様式によりお客様の同意を得ることとしております。

・個人情報の取扱いについて

7.共同利用に関する事項 (法23条5項3号関係)

法23条5項3号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨および一定の事項を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめお客さまの同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。

(1) 共同利用される個人データの項目

- ①創業年月・従業員数等、保証委託申込書・条件変更申込書ならびに申込時および申込後提出する書類に記載された情報

- ②財務評価に関する情報等、保証審査に関する情報
- ③保証承諾金額・保証期間等、保証承諾の内容に関する情報
- ④条件変更内容・条件変更回次等、条件変更の内容に関する情報
- ⑤事故発生事由・期限の利益喪失年月日等、事故発生の内容に関する情報
- ⑥代位弁済金額・代位弁済原因等、代位弁済の内容に関する情報
- ⑦求償権金額・法的措置の内容等、求償権回収に関する情報
- ⑧その他信用保証協会業務に関する統計資料作成のために必要な情報

(2) 共同利用者の範囲

- ①信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づく信用保証協会
- ②一般社団法人全国信用保証協会連合会

(3) 利用目的

信用保証協会業務に関する統計資料の作成・分析

(4) 個人データの管理について責任を有する者の名称

一般社団法人全国信用保証協会連合会

8.当協会が取り扱う保有個人データに関する事項（法27条1項関係）

次のとおりです。

(1) 当該個人情報取扱事業者の名称

島根県信用保証協会

(2) すべての保有個人データの利用目的

1.をご参照ください。

(3) 開示等の請求等に応じる手続等に関する事項（法32条関係）

当協会では、例えば保証審査内容等の法令等に定められた一定の場合を除き、本人またはその代理人からの保有個人データの利用目的の通知の求め、保有個人データの開示、訂正等、利用停止等、第三者提供の停止の請求（以下「開示等の請求等」といいます。）に対応させていただいております。

①開示等の請求等のお申出先

開示等の請求等は下記宛、当協会所定の申請書（②参照）に必要書類を添付のうえ、持参または郵送によりお願い申し上げます。なお、郵送の場合は封筒に朱書きで「開示等請求書類在中」とお書き添えいただければ幸いです。

〒690-8503

住 所 松江市殿町105番地

電話番号 0852-22-2837

部 署 名 島根県信用保証協会本店
総務部・業務統括部・営業部

〒693-0012

住 所 出雲市大津新崎町2丁目24番地

電話番号 0853-21-4998

部 署 名 島根県信用保証協会出雲支店

〒697-0027

住 所 浜田市殿町83番地50

電話番号 0855-22-0833

部 署 名 島根県信用保証協会浜田支店

〒698-0026

住 所 益田市あけぼの本町10番地6

電話番号 0856-22-4567

部 署 名 島根県信用保証協会益田支店

②開示等の請求等に際して提出していただく書面（様式）等

開示等の請求等を行う場合は、次の申請書（A）に、所定の事項を全てご記入のうえ、本人確認のための書類（B）を添付してください。

(A) 当協会所定の申請書

- ・「保有個人データ」開示等申請書

(B) 本人確認のための書類

（例）運転免許証、パスポートのコピー（※） 1通。

※原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

③代理人による開示等の請求等

開示等の請求等をする者が本人、未成年者または成年後見人の法定代理人もしくは開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人である場合は、前項の書類に加えて、下記の書類（A）または（B）を添付してください。

(A) 法定代理人の場合

- ・成年後見人の場合は当協会所定の届出書 1通
- ・法定代理権があることを確認するための書類（（例）戸籍謄本、親権者の場合は扶養家族が記入された保険証のコピー（※）） 1通
- ・未成年者または成年被後見人の法定代理人本人であることを確認するための書類（（例）法定代理人の運転免許証、パスポートのコピー（※）） 1通。

B) 委任による代理人の場合

- ・当協会所定の代理人選任届 1通
- ・本人の印鑑証明書 1通
- ・代理人本人であることを確認するための書類（（例）代理人の運転免許証、パスポートのコピー（※）） 1通。

※原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

④開示等の請求等の手数料の額およびその徴収方法

「開示等」のうち、「保有個人データの利用目的の通知」または「保有個人データの開示」の請求については、以下の手数料を徴収させていただきます。

1回の申請ごとに500円

当協会窓口にてお支払いいただくか、郵送の場合は500円分の定額小為替を申請書類に同封してください。

※手数料が不足していた場合、および手数料が同封されていなかった場合は、その旨ご連絡申し上げますが、所定の期間内にお支払いがない場合は、開示等の請求等がなかったものとして対応させていただきます。

⑤開示等の請求等に対する回答方法

「開示等」のうち、「保有個人データの開示」の請求については、書面またはお客様の了解を得た方法により遅滞なくご回答いたします。その他の「開示等」につきましては、適宜の方法により遅滞なくご回答いたします。

なお、代理人による開示等の請求等に対しては、お客様ご本人に直接回答する場合がありますので、ご了承ください。

⑥開示等の請求等に関して取得した個人情報の「利用目的」

開示等の請求等にもとない取得した個人情報は、開示等の請求等に応ずるために必要な範囲内で取り扱うものとします。

※「保有個人データ」の不開示事由について

次に定める場合は、不開示とさせていただきます。不開示を決定した場合は、その旨、ご通知申し上げます。また、不開示の場合についても所定の手数料をいただきます。

- ・申請書に記載されている住所または本人確認のための書類に記載されている住所と当協会の登録住所が一致しないときなど、本人確認ができない場合
- ・代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
- ・所定の申請書類に不備があった場合
- ・開示の請求の対象が「保有個人データ」に該当しない場合
- ・本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ・当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ・他の法令に違反することとなる場合

9.苦情の受付窓口に関する事項（法27条1項4号、施行令8条、法35条関係）

(1) 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

当協会の個人情報の取扱いに関する苦情については、以下に掲げる窓口までお申し出下さい。

〒690-8503

住 所 松江市殿町105番地

電話番号 0852-22-2837

部 署 名 島根県信用保証協会本店
総務部・業務統括部・営業部

〒693-0012

住 所 出雲市大津新崎町2丁目24番地

電話番号 0853-21-4998

部 署 名 島根県信用保証協会出雲支店

〒697-0027

住 所 浜田市殿町83番地50

電話番号 0855-22-0833

部 署 名 島根県信用保証協会浜田支店

〒698-0026

住 所 益田市あけぼの本町10番地6

電話番号 0856-22-4567

部 署 名 島根県信用保証協会益田支店

10.備 考

当協会が、お客さまへの通知、同意書等のご承認の方法により、別途、利用目的等を個別に示させていただいた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先いたします。ご了承ください。

島根県信用保証協会役員名簿

【理事：17名 監事：3名】

(令和3年7月1日現在)

役職名	氏名	備考
会長	藤原孝行	常勤
専務理事	室崎隆司	常勤
常務理事	松浦恭二	常勤
理事	山本誠一郎	常勤
理事	田中明美	島根県議会議員
理事	太田史朗	島根県商工労働部長
理事	久保田章市	島根県市長会会長（浜田市長）
理事	下森博之	島根県町村会会長（津和野町長）
理事	山崎徹	山陰合同銀行代表取締役頭取
理事	鈴木良夫	島根銀行代表取締役頭取
理事	堀之内寛人	商工組合中央金庫松江支店長
理事	福間均	島根県信用金庫協会会長（島根中央信用金庫理事長）
理事	竹本義正	島根県信用組合協会会長（島根益田信用組合理事長）
理事	田部長右衛門	島根県商工会議所連合会会頭
理事	松永和平	益田商工会議所会頭
理事	高橋日出男	島根県商工会連合会会長
理事	杉谷雅祥	島根県中小企業団体中央会会長
監事	勝部悦明	常勤
監事	白石恵子	島根県議会議員
監事	山川博司	公認会計士・税理士

協会用語の説明

●保証承諾

中小企業者からの保証申込を保証協会が応諾することを「保証承諾」といいます。

保証承諾に伴う貸付等が実行されますと、保証債務が発生することになるので、諾否については、その中小企業者の実態に即して、慎重に判断しています。

●代位弁済

保証協会が保証をしている金融機関の貸付金が、中小企業者の倒産などの事故により金融機関への返済が不能となったとき、保証協会が中小企業者に代わり、金融機関に対してその金額（元本と利息）を支払うことを「代位弁済」といいます。

●求償権

保証協会が中小企業者に代わり金融機関へ代位弁済をしたとき、代位弁済をした範囲内において、本来の債務の弁済を請求できる権利を取得します。この権利を「求償権」といいます。

●基金

「基金」は、地方公共団体（県、市町村）、金融機関等から拠出される「出捐金」と、金融機関から税法上の損金の扱いを受けて拠出される「金融機関等負担金」で構成されています。

●基金準備金

毎期の「収支差額」から、「収支差額変動準備金」として積立てた額を除いた額の累積額を「基金準備金」といいます。

●収支差額

経常収入と経常支出の差額である経常収支差額に、経常外収入と経常外支出の差額である経常外収支差額を合算したものを「収支差額」といいます。いわば一般企業の利益にあたるものですが、「収支差額変動準備金」への繰入額を除いた全額を基本財産に繰入れることになっています。

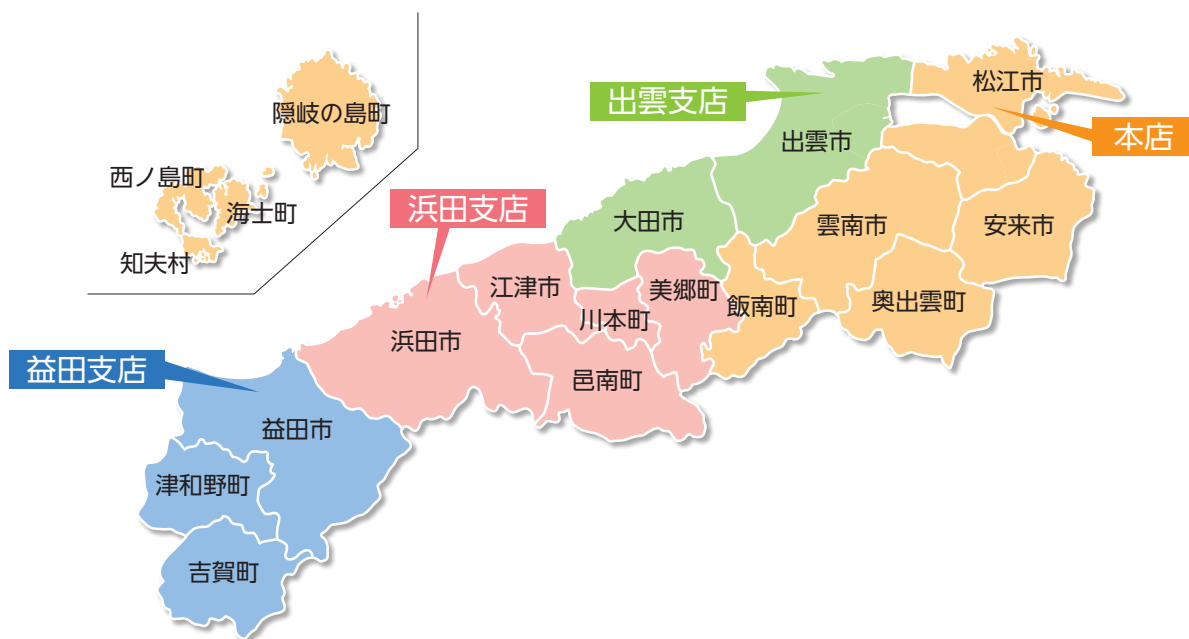
●責任準備金

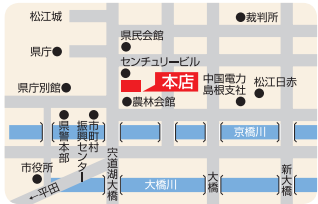



商法上の貸倒引当金に相当し、保証債務から将来発生する異常代位弁済の支払いに備えるものです。保証債務が存する限り常に基準どおりの積立率が達成されて、はじめてその機能を健全に果たすことができるといえます。

●旧債振替

新しい貸付債権に保証協会の保証をつけて、当該金融機関の既存債権を消滅させることをいいます。金融の円滑化という目的に照らし好ましくないので制限しており、これに違反した場合は免責の対象となります。ただし、この旧債振替が事業資金として中小企業者の利益となり、これをあらかじめ協会が承認した場合には、例外的に認められます。

営業店舗のご案内



<p>● 本店</p> 	<p>島根県松江市殿町105番地 ● 業務監査室・総務部 電話 (0852) 21-0561 / FAX (0852) 22-2707 e-mail shinpo@shimane-cgc.or.jp ● 業務統括部・営業部 電話 (0852) 22-2837 / FAX (0852) 22-3075 e-mail hosyo@shimane-cgc.or.jp</p>
<p>● 出雲支店</p> 	<p>島根県出雲市大津新崎町2丁目24番地 電話 (0853) 21-4998 FAX (0853) 21-4858 e-mail izumo@shimane-cgc.or.jp</p>
<p>● 浜田支店</p> 	<p>島根県浜田市殿町83番地50 電話 (0855) 22-0833 FAX (0855) 22-3309 e-mail hamada@shimane-cgc.or.jp</p>
<p>● 益田支店</p> 	<p>島根県益田市あけぼの本町10番地6 電話 (0856) 22-4567 FAX (0856) 22-4568 e-mail masuda@shimane-cgc.or.jp</p>



島根県信用保証協会

島根県松江市殿町105番地 電話 (0852) 21-0561 / FAX (0852) 22-2707
e-mail shinpo@shimane-cgc.or.jp

ホームページ



<https://www.shimane-cgc.or.jp/>

経営支援事例動画



<https://hosityokyo.shimane-cgc.or.jp/case/>

何でも相談ホットライン

経営に関する様々なお悩み、抱え込まずに当協会と一緒に考えてみませんか。電話やFAXにてご相談を受け付けています。
当協会をご利用中でない方、創業予定の方でも無料でご利用いただけます。お気軽にご相談ください。

何でも相談ホットライン

ご相談は無料です



0120-40-5471